

第1章 プランの策定に当たって

1 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の位置付け

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法に基づき、地域における高齢者保健福祉サービス全般にわたる供給体制づくり等について定めるものです。

また、介護保険事業計画は、介護保険法に基づき、地域における介護サービスの必要量を見込み、それを確保するための方策や保険料算定の基礎となる財政規模、介護保険を円滑に運営するための事業等について定めるものです。

本市では、両計画における施策や事業を連携して実施し、高齢者施策を総合的に推進するため、両計画を一体的に策定し、計画の総称を「京都市民長寿すこやかプラン」としています。

この度、平成18年3月に策定した「第3期京都市民長寿すこやかプラン」が平成20年度末をもって終了するため、これまでの取組状況等を踏まえ、「第4期京都市民長寿すこやかプラン」を策定しました。

この「第4期京都市民長寿すこやかプラン」は、未来の京都づくりに向け、平成23年度までの市政運営の羅針盤である「京都未来まちづくりプラン」（平成21年1月策定）を高齢者保健福祉の分野で具体化したものです。



2 計画期間

計画期間は、平成21年度から23年度までの3年間です。

第3期プランは、「戦後のベビーブーム世代」全体が65歳以上になる2015年（平成27年）の高齢者介護の姿を念頭に置いたうえで策定しました。

第4期プランにおいても、長期的な視点に立ち、第3期プランにおいて設定した平成26年度（第5期プランの最終年度）の目標に至る中間的な位置付けとして策定しました。

3 基本理念及び政策目標

計画の基本理念と政策目標を次のとおり定め、その実現に向けて施策を推進します。

| 基 | 本 | 理 | 念 |

高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、
住み慣れた地域でいきいきと健やかに暮らせる社会の構築

政策目標

1

一人ひとりが尊厳を保ち、 充実した高齢期を実現できるまち

長期にわたる高齢期において、どのような心身の状態であっても、高齢者一人ひとりが尊厳を保ち、自己決定により、その人らしい自立した質の高い生活が送れるよう支援します。

政策目標

2

健やかな生活を送ることができるまち

健やかで充実した生涯を送れるよう、世代や心身の状況に応じた健康づくり、介護予防を推進します。

政策目標

3

地域で安心して自立した生活を続けられるまち

一人ひとりの心身の状態に応じて必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して自立した生活が続けられるよう、保健福祉サービスをはじめとする社会資本の基盤整備と地域ケア体制の充実を図ります。

政策目標

4

高齢者がいきいきと参加でき、 すべての世代が支え合えるまち

高齢者が社会の重要な一員として生きがいをもって活躍できるよう、社会参加活動を推進するとともに、市民と行政の揺るぎないパートナーシップの下、すべての世代が認め合い、支え合える心豊かな福祉社会の創造に挑戦します。

4 プランの策定の方法

プランの策定に当たっては、「京都市民長寿すこやかプラン推進協議会」において、6名の市民公募委員をはじめ、保健、医療、福祉の関係者による幅広い協議を行いました。

平成19年12月には、1万人を超える市民を対象としたアンケート調査を実施し、第4期プランを策定するための基礎資料として活用しました。

また、平成20年11月には中間報告を作成し、「ひと・まち交流館 京都」で市民説明会を開催するとともに、多様な機会をとらえ、説明会や本市職員が出向いて説明する「出前トーク」を実施しました。さらにパブリックコメントとして市民の皆様から貴重な意見・提言をいただき、プランを策定するうえで参考とさせていただきました。

